

南極条約法 (仮訳)

1996年 NO. 60

[1996年10月24日承諾]
[施行日: 1997年2月1日]

(大統領によるサイン)

法

南極大陸に関連する条約の適用のための規定、およびそれに関連する事項を定めるものとする。

条文

1. 定義
2. 法の適用
3. 条約の公布と適用
4. 南極地域の環境が損害を受け、危機に瀕し、或いは悪影響を受けた場合における大臣の権限
5. 査察官、監視官、その他公官
6. 規則
7. 委任
8. 裁判権
9. 違反
10. 除外
11. プリンセスエドワード諸島への法の適用
12. 他法令に抵触する場合の法の適用
13. 国家の拘束
14. 略称

別表 1

別表 2

1. **定義** 本法では、文脈上特に指示がない場合は、

「南極」とは、特定条約が適用される地域をいう。

「締約国」とは、条約の締約国、「その他締約国」とは、共和国政府以外の「締約国」をいう。

「省」とは、環境・観光省をいう。

「長官」とは、環境・観光省長官をいう。

「大臣」とは、環境・観光省大臣をいう。

「規則」とは、本法に基づく規則をいう。

「本法」には、規則も含める。

「条約」とは、別表 1 にて述べている通り、本法と憲法の観点から、南アフリカ法制度を形成する南極に関する国際的合意（いかなる記述も含む）を言い、合意の付属文書も含む。

2. 法の適用 本法は、南極において、以下に対し適用される。

- (a) 南アフリカ国民
- (b) 南アフリカ国民ではないが、通常、南アフリカに居住している者。但し以下の者を除く。
 - (i) 他の締約国政府によって組織され、専ら探検を支援するためか否かに関わらず運航される、いかなる航空機、大型船、船舶に乗機/乗船する者
 - (ii) 南極のいずれかの地域において、条約に基づく査察員、監視員、その他政府の科学要員又は交換科学要員として、自己の任務を遂行する他の締約国市民
- (c) 他の締約国市民で、その締約国によりその人物の訴追免除が放棄された者
- (d) 南アフリカ市民か否かに寄らず、共和国において南極を訪問するため、探検（他の締約国より組織された探検ではない）を組織する責任者
- (e) 共和国で登録された航空機、大型船、船舶を利用若しくは運航し、共和国法に基づき登記されている企業、非上場企業、その他法人

3. 条約の公布と適用. — (1) 本法律に従い、別表 1 に掲げる条約は、共和国法の一部をなす。

(2) 大臣は、本法の公布後、可及的速やかに別表 1 に掲げる条約本文を官報に掲載する。

(3) 大臣は、条約が公布された公報の番号、年月日を反映させるため、官報での告示により別表 1 を改正できる。

4. 南極地域の環境が損害を受け、危機に瀕し、或いは悪影響を受けた場合における大臣の権限. — (1) 本法が適用となる者が、条約に違反して行動する、或いは行動を怠った結果、南極地域の環境が深刻な損害を受け、危機に瀕し、或いは悪影響を受ける、或いはその可能性がある場合、大臣は、その者に対し、書面を以って、指定期間内における以下の実施を命令することができる。

- (a) 該当する行動の停止

(b) 大臣が、損害・危険・悪影響の解消、削減、或いは防止するために適切と判断する措置の導入。

(2) 大臣は、(1)項の者に対し、南極環境に影響を与えた被害を修復、或いは補償することを目的として、当該者の費用で行動する、或いは役割を果たすよう、書面を以って命令することができる。

(3) (2)項の者が大臣の命令を拒否、或いは怠った場合、大臣は、被害を修復又は補償するために必要な措置を講じることができ、また、その目的のために必要となる全ての措置を実施する者に、権限を与えることができる。

(4) 大臣は、(3)項の実施に要する如何なる経費も、(2)項に基づく命令を拒否、或いは怠った者から、補てんすることができる。

(5) 本条項は、南極の動物及び植物に関する法にも準用する。

5. 査察官、監視官、その他公官.— (1) 大臣は、

(a) 1994年国家公務員法（1994年 No. 103 公布）に従い、省内の役職を、査察官、監視官、或いは条約の対象となるその他公官の現職者に指名してよい。

(b) 防衛省の同意と官報での告示を以って、南アフリカ海軍の特定階級を、査察官、監視官、或いは条約の対象となるその他公官の現職者に指名してよい。

(c) 官報での告示を以って、査察官、監視官、或いは条約の対象となるその他公官に、その他の者を指名してよい。

(2) (1) (a)及び(b)項に基づき指定された役職と階級、(1) (c)項に基づき指名された者は、長官若しくは長官に指名された公官より、法律に基づいた ID カードが交付される。現職者若しくは指名された者は、本法や条約に関し、権力の行使若しくは任務を遂行する場合には何時でも、それにより影響を受ける者の要請によって、査察のための ID カードを提示しなければならない。

6. 規則.— (1) 大臣は、以下について規則を制定することができる。

(a) 本法若しくは条約に適用する、条項 4(3)にて指名される者や条項 5(1)にて指名される現職の役職・階級やその他の者を含む、人物の資格及び職務

(b) 条約の対象となる許認可の発行

(c) 一般的に、本法若しくは条約の目的を達成するために規定することが必要で、適切である事項

(2) (1)項に基づき策定された規則では、その条項を違反、若しくは遵守を怠った者は有罪であり、罰金、或いは5年を越えない懲役に処することができる。

7. 委任.—大臣は、適任であると判断する場合においては、本法によって与えられた権限又は任務を、その者に委任又は割当てることができる。ただし、省職員や雇用者への、規則策定の権限の委任は除く。

8. **裁判権.**—本法適用を目的として、南極はケープタウン行政区内に位置しているとみなす。
9. **違反.**—別表 2 第 1 列に示す条約の条項に違反した者は、該当条約の対象として有罪となり、罰金、若しくは同別表第 2 列の該当条項ごとに示す期間を越えない懲役に処される。
10. **除外.**—本法は、南極の外洋に関する国際法に基づく他国の権利、若しくは権利の行使に影響するものではない。
11. **プリンスエドワード諸島への法の適用.**—1948 年プリンスエドワード諸島法本法（1948 年 No.43）第 1 条にあるとおり、“南極”の定義を理由として、プリンスエドワード諸島にも条約が適用されており、本法についても、これら諸島へ適用する。
12. **他法令に抵触する場合の法の適用.**—本法と、1948 年プリンスエドワード諸島法（1948 年 No.43）、1962 年南極における南アフリカ市民法（1962 年 No.55）、1973 年海鳥及びアザラシ保護法（1973 年 NO.46）、1988 年海洋漁業法（1988 年 No.12）、1994 年海洋水域法（1994 年 No.15）が抵触する場合には、本法の条項が優先される。
13. **国家の拘束.**—本法は、刑事責任が関係している場合を除き、国家を拘束する。
14. **略称.**—(1) 本法は、1996 年南極条約法とし、大統領が官報で宣言する日より効力を発する。
(2) (1)項の対象となる日は、条項 3(2)に関する条約の公布後の日付とする。

別表 1

[別表 1 1997 年 5 月 16 日改正 (Government Notice No. R.678)]

- I 南極条約—1997 年 1 月 3 日公表 (*Government Gazette* No. 17655)
- II 環境保護に関する南極条約議定書—1997 年 1 月 3 日公表 (*Government Gazette* No. 17655 of 3 January 1997)
- III 南極のアザラシの保存に関する条約—1997 年 1 月 3 日公表 (*Government Gazette* No. 17655)
- IV 南極の海洋生物資源の保存に関する条約—1997 年 1 月 3 日公表 (*Government Gazette* No. 17655)

別表 2

第1列	第2列
I. 南極条約 (a) 第I条 (平和目的以外の理由による南極利用) (b) 第V条 (核爆発及び放射性廃棄物の処分)	5年 20年
II 1. 環境保護に関する南極条約議定書 (a) 第3条 (南極環境に損害を与える活動) (b) 第7条 (鉱物資源活動)	2年 5年
2. 環境保護に関する南極条約議定書 付属書II: 南極の動物相及び植物相の保存 (a) 第3条 (動物又は植物の持ち去り、又は有害な干渉) (b) 第4条 (南極への外来動物又は植物の持ち込み)	1年 2年
3. 環境保護に関する南極条約議定書 付属書III: 廃棄物の処分及び管理 (a) 第2～6条 (廃棄物の処分及び保管) (b) 第7条 (南極で禁止されている製品の持ち込み)	1年 1年
4. 環境保護に関する南極条約議定書 付属書IV: 海洋汚染の防止 (a) 第3条 (海洋への油又は油混合物の排出) (b) 第4条 (有害な液体又は化学物質の海洋への排出) (c) 第5条 (海洋へのごみ投棄) (d) 第6条 (海洋への汚水投棄)	5年 5年 2年 2年
5. 環境保護に関する南極条約議定書 付属書V: 地区の保護及び管理 (a) 第3条 (南極特別保護地区への立ち入り) (b) 第8条 (史跡及び歴史的記念物の損傷、移動、破壊)	1年 2年
III 南極のアザラシの保存に関する条約 (a) 第2条 (アザラシの捕獲又は殺害)	2年
IV 南極の海洋生物資源の保存に関する条約 (a) 第II条 (海洋生物資源の捕獲)	5年